

大 個 審 第 6 号
(答 申 第 7 9 号)
平成 1 7 年 8 月 2 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 7 年 7 月 2 8 日付け人権第 1 4 1 1 号で諮問のありました「旧同和対策事業対象地域の実態把握」(以下「実態把握」という。)については、審議の結果、大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び同条第 5 項に規定するセンシティブ情報の収集禁止の原則に対する例外事項並びに同条例第 8 条第 1 項第 6 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項については、下記事項 1 に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び利用に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

また、実態把握のうち、実施主体が市町であるものについては、下記事項 2 に留意して個人情報の保護に万全の措置を講じるよう努められたい。

記

1 知事が実施する実態把握について

- (1) 旧同和対策事業対象地域の所在地名(以下「所在地名」という。)及び実態把握のために利用する個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- (3) 所在地名と実態把握のために利用する個人情報とを突合する作業は、個人情報管理責任者があらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、所在地名及び実態把握のために利用する個人情報が記載された文書等が、当該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講ずること。

- (4) 実態把握の過程において、旧同和対策事業対象地域内に居住する個人の個人情報が記載された文書等が作成された場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- (5) 実態把握の実施のために利用する個人情報を、所管部局から当該所管部局以外の部局に提供する必要がある場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に所管部局に返却すること。

2 市町が実施する実態把握について

(1) 市町の個人情報保護条例の適正な運用

実態把握の実施に当たっては、個人情報の適正管理等各市町の個人情報の保護に関する条例を適正に運用すること。

特に、各市町の個人情報保護に関する条例において、本人外収集及びいわゆるセンシティブ情報の収集等に関して、個人情報保護審議会等第三者機関の意見を聴くなど、実態把握の実施に関して条例上必要な手続が定められている場合は、条例に基づき適正な手続を行うこと。

(2) その他個人情報保護の徹底

実態把握の実施に当たっては、大阪府個人情報保護条例の規定の趣旨を勘案し、次の点に留意して、利用する個人情報の取扱いに万全の保護方を講ずることを徹底させること。

- ① 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- ② 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- ③ 所在地名と実態把握のために利用する個人情報とを突合する作業は、可能な限り、個人情報管理責任者があらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、所在地名及び実態把握のために利用する個人情報が記載された文書等が、当該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講ずること。
- ④ 実態把握の過程において、旧同和対策事業対象地域内に居住する個人の個人情報が記載された文書等が作成された場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- ⑤ 実態把握の実施のため、所在地名又は実態把握のために利用する個人情報を、それぞれの所管部局から当該所管部局以外の部局に提供する必要がある場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に返却すること。